五　法第十七条の八第一項第二号に掲げる行為のうち、屋外における土石、廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第二条第一項に規定する廃棄物をいう。）、再生資源（資源の有効な利用の促進に関する法律（平成三年法律第四十八号）第二条第四項に規定する再生資源をいう。）その他の物件の堆積を行う場合にあっては、当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内の堆積を行う物件の位置を表示する図面で縮尺百分の一以上のもの

六　法第十七条の八第一項第二号に掲げる行為のうち、建築物又は工作物の形態又は意匠の変更を行う場合にあっては、第四号イに掲げる図面及び二面以上の立面図で縮尺五十分の一以上のもの

七　法第十七条の八第一項第二号に掲げる行為のうち、木竹の伐採を行う場合にあっては、次に掲げる図面

イ　当該行為を行う土地の区域を表示する図面で縮尺千分の一以上のもの

ロ　当該行為の施行方法を明らかにする図面で縮尺百分の一以上のもの

八　その他参考となるべき事項を記載した図書

第三条　法第十七条の八第一項の国土交通省令で定める事項は、行為の完了予定日とする。

（令第十一条第三号の国土交通省令で定めるもの）

第四条　地域再生法施行令（以下「令」という。）第十一条第三号の国土交通省令で定めるものは、次の各号に掲げる土地の区域内において行う当該各号に定める行為とする。

一　地域再生土地利用計画において用途の制限が定められ、又は用途に応じて建築物等に関する制限が定められている土地の区域　建築物等の用途の変更（用途変更後の建築物等が地域再生土地利用計画において定められた用途の制限又は用途に応じた建築物等に関する制限に適合しないこととなる場合に限り、建築物等で仮設のものに係るもの及び建築物等の用途を変更して農林漁業を営むために必要な物置、作業小屋その他これらに類する建築物等とするものを除く。）

二　地域再生土地利用計画において建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限が定められている土地の区域　建築物等の形態又は色彩その他の意匠の変更（令第十一条第二号ロに掲げる建築物等に係るものを除く。）

三　地域再生土地利用計画において第一条第三号に掲げる事項が定められている土地の区域　木竹の伐採（除伐、間伐、整枝等木竹の保育のために通常行われるもの及び枯損した木竹若しくは危険な木竹、自家の生活の用に充てるために必要な木竹、仮植した木竹又は測量、実地調査若しくは施設の保守の支障となる木竹に係るものを除く。）

（物件の堆積の高さ）

第五条　令第十二条第二号ハの国土交通省令で定める高さは、一・五メートルとする。

（変更の届出）

第六条　法第十七条の八第三項の国土交通省令で定める事項は、設計又は施行方法のうち、その変更により同条第一項の届出に係る行為が同条第二項各号に掲げる行為に該当することとなるもの以外のものとする。

第七条　法第十七条の八第三項の規定による届出は、別記様式第四による変更届出書を提出して行うものとする。

2　第二条第二項の規定は、前項の届出について準用する。

附　則

この省令は、地域再生法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第四十九号）の施行の日（平成二十七年八月十日）から施行する。

様式第一　（第二条第一項第一号関係）

開発行為届出書

地域再生法第17条の８第１項第１号の規定に基づき、開発行為について、下記により届け出ます。

年　月　日

殿

届出者住所

氏名　　印

開発行為の概要	1　開発区域に含まれる地域の名称	
	2　開発区域の面積	平方メートル
	3　建築物の用途	
	4　工事の着手予定年月日	年　月　日
	5　工事の完了予定年月日	年　月　日
	6　その他必要な事項	

注１　届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

２　届出者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

様式第二　（第二条第一項第二号関係）

誘導施設を有する建築物を新築し、又は建築物を改築し、若しくはその用途を変更して誘導施設を有する建築物とする行為の届出書

地域再生法第17条の８第１項第１号の規定に基づき、{誘導施設を有する建築物を新築して誘導施設を有する建築物とする行為 / 誘導施設を有する建築物を改築して誘導施設を有する建築物とする行為}について、下記により届け出ます。

年　月　日

殿

届出者　住所

氏名　　印

1　建築物を新築しようとする土地又は改築若しくは用途の変更をしようとする建築物の存する土地の所在、地番、地目及び面積